

函館市監査公表第12号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年8月18日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 睦 子

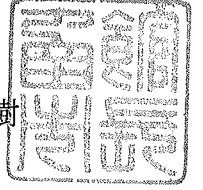


函 経 経

令和3年(2021年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



令和2年度(2020年度)包括外部監査の結果に基づく措置の
通知について

令和3年(2021年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和2年度（2020年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 補助金等に関する事務執行状況について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
経済部 雇用労政 課	<p>労働福祉事業補助金（全労連・函館地 方労働組合会議） 労働福祉事業補助金（連合北海道函館 地区連合会）</p> <p>100万円を超える補助金を概算払い として1回で支払っているが、運用方 針に規定されている「おおむね補助金 額が100万円以上は年4回払、30万円 以上は年2～3回払とする。」との整合 性がないのではないか。</p>	107 109	<p>補助金の支払いにあたっては、補助事業者で ある各組合から、毎年、申請時の事業執行に基 づいた月別の「執行予定表」の提出を求めてお り、当該予定表に応じ、各組合との協議、また 交付決定時に財政課の決裁を得たうえで、必要 な時期に必要な額を支払っているところであ ります。</p> <p>『函館市補助金等交付規則運用方針第13 条（補助金等の交付）関係』においては「実施 時期等を勘案し、補助事業者等および財政課と 協議の上、年4回を限度として概算払いができ る」「おおむね、補助金額が100万円以上は 年4回払」と規定されているが、上記のとおり 執行予定に基づき補助事業者および財政課と 協議を経て、支払時期を決定しているところ であり、同運用方針の規定に反している状況には なっており、適正な支払いがなされているも のと考えております。</p>
経済部 工業振興 課	<p>公益財団法人函館地域産業振興財団 研究開発等事業補助金</p> <p>領収書等の添付について 実績報告書については、精算 書が添付され、非常に詳細に説 明されているが、支払いの事実 を証明する領収書等の添付がな いことから、確認ができない。 少なくとも、決算書類の添付 のみであれば、「監事」等の役 職者を任命し、内部監査を実施 した決算書を提出すべきである。</p>	114	<p>公益財団法人函館地域産業振興財団では、毎 年度、理事会において決算報告を行っており、 その際には、外部の監事により当該事業年度に おける事業報告、附属明細、会計帳簿またはこ れに関する資料について監査報告（一般社団法 人及び一般財団法人に関する法律第197条にお いて準用する第99条第1項並びに公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律施 行規則第33条第2項の規定に基づく監査報告 書）を行っております。</p> <p>このような中で、このたび監査の対象となっ た令和元(2019)年度においても、外部の監事に よる監査報告がなされ、理事会において承認さ れておりますが、承認後に、当該補助金の実績 報告書へ監査報告書の写しを添付していなか ったことから、今後においては、理事会にて当 該事業年度における決算の承認を得た後に、当 該補助金の実績報告書にも、監査報告書の写し を添付することとし、令和2(2020)年度の実績 報告から事務手続きを改めております。</p>